

濱松の大雄庵

老松園叢書第二編

特269

30
20

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始



特253
269



内田旭編

の
大
雄
庵



目 次

一、大雄庵の回想	一
二、大雄庵の創立	二
三、大雄庵の援護者	二
四、大雄庵の瑜伽施食勝會	八
五、大雄庵の天神祠	一〇
六、大雄庵の勸修作福念佛圖說	一四
七、道場としての大雄庵	一七
八、大雄庵の懺法勝會	一〇
九、大雄庵の現狀	二二
附 錄	二四
一 開基石窟和尚略傳	二七
二 大雄庵七代普明和尚略傳	四一
三 黃檗楚州和尚年譜	四五



濱松の大雄庵

一、大雄庵の回想

今より五十年も前には、毎年七月十六日盂蘭盆の時に、濱松の人はすべてともいつてよい程、天神町の大雄庵にお詣りをした。こゝの黄檗ばやしをもぢる小供の言葉では「チンチン、ドンドン、スイカガ、クイタイ」といふのであつた。

私も小供の時分にはこの大雄庵へお詣りをしたこと也有つたが、その後何の用事もなく、何十年も過ぎてしまつた。その間にこの寺に詩の上手な和尚が居たことを知つた。又この和尚から私の祖父が詩を稽古したこと知つた。その後にこの和尚が宇治黄檗山の法席を繼いだことも知つた。そんな學徳のすぐれた和尚が大雄庵に居たことを知つたので、大雄庵を調査しなければな

らぬといふ心持になつた。

今の大雄庵は誠に見ばえのせぬ寺である。此頃の盂蘭盆は昔のやうに賑やかでない所を見ると「チンチン、ドンドン」も人の注意を惹かないものであらう。まして他の日に訪ねる人も稀れなのであらう。それで忘れてしまつてもよい寺であらうか。大雄庵の由來からその歴史を調べて見ると、この寺を濱松の人々の念頭から消えて行くに任かせてしまうことは、いかにも惜しい。若しこの儘に捨てゝ置けば、濱松の人々が全く忘れてしまつた頃に、他國より篤志家が来て調べ上げることになるのではなからうか。そこで黄檗宗に就ては甚だ淺學であるにも拘らず、大雄庵の由來を調査し、私にわかつたことだけを書くことにした。間違のある所や、缺けて居る所に就て教を賜らば誠に幸ひである。

二、大雄庵の創立

今大雄庵のある處は、昔妙見菩薩がまつられた靈場であつた。昔は裏に山があり、樹木がしげり、おごそかな光景であり、妙見菩薩に歸依して參詣する人も尠なくなかつたといはれる。しか

し歲のたつにつれて、この靈場も荒れてしまい、僅に一つの御堂ばかりのこることになつた。どうしてこゝに妙見菩薩がまつられたかといふに、妙見は衆星の中の王であつて、大神力があるから、國土を擁護するといふ理由で、武家が之を軍神としてまつるのである。かやうな妙見菩薩が天神町にまつられたのは、濱松城を守護するに、此方角が最も適當であるといふことからであると傳へられて居る。どの城主の時にかやうな計畫が立てられたのか、今日之を明かにするものはない。

この一つの御堂の守をした人は、十七年間も居た。この人が世を去つてからは、寡婦の慈教といふが尼になつて、獨り留守番をして居た。或日のこと慈教は發心して、この場所を寺として古き昔の姿にしたいと考へ、この考を天神町の庄屋に告げた。庄屋は慈教の念願を此時濱松に居た平井藤兵衛益辰といふ人に話した。此人は木庵門下三傑の一人潮音といふ和尚に參禪した人であつた。この藤兵衛は慈教尼の念願を初山に居た石窟和尚に通じた。石窟は天神町に近き將監名の人、獨湛といふ黃檗隱元の弟子が金指に來てから間もなく、その弟子となつて修業を積んだ關係から、金指の領主近藤語石の請に應じて、金指實相寺の住持を三年間勤めたこともある。この石

窗は藤兵衛から慈教の話を聞き、自分の生れた村に近いことであるから、喜んでこの話を引受けることになった。

そこで山號は妙見、林名は靈龜、庵の名は大雄といふことにした。引受けたといふも一軒の破れ家であり、風雨を凌ぐに足るか足らぬかといふばかりではない、これといふ什器もないから、應器（佛弟子が食を受ける器物）で飲食をするより外はなかつた。その間に慈教をたべさせること三年に亘り、慈教は延寶六年三月十二日安らかに天命を終はることが出来た。その墓は今日でも大雄庵の境内に見ることが出来る。

然らば大雄庵建立の年代は何年であつたらうか。これを延寶二年甲寅としてあるものもあるが、石窗の手記には同四年丙辰としてあるから、これを正しいものとすれば、延寶四年四月十五日（昭和十四年よりさかのぼつて二百六十四年以前になる）に、獨湛和尚を勧請開山とし、大雄庵の額をかゝげたのである。この年の七月濱松城主太田攝津守資次が寺社奉行を兼ねたので、太田家臣橋爪作兵衛正信を介して、寺院創立の願を出し、允許を蒙ることが出来た。それより七年の天和二年正月初山の獨湛が宇治の黃檗山萬福寺（黃檗宗本山）の法席を繼ぎ、その住職とな

る時に、石窗が獨湛に隨行する迄六年間は、大雄庵を造り上げることに非常な努力をした。そして石窗の留守を預かる法弟の大梁や慧雲が主となり、之を助くる石窗の兄三郎右衛門といふ人があつて、諸々の檀那に勧進し、喜捨金を集めめた。篤志家の内でも、就中濱松田町安川超源居士の室、鏡譽妙圓信尼は、釋迦牟尼佛の像を納め、江戸青山窪町山崎半右衛門は妙見菩薩の像を納めた。其後妙見堂建立の計画を立てた首唱者は前記の鏡譽妙圓信尼、其男佐兵衛、佐市郎の兄弟、田町御酢屋鈴木善左衛門、後道町の醫師渡邊竹庵などである。以上の外に大雄庵の爲に盡力した人や、喜捨した人は澤山ある。その人々の姓名は後に掲げる。

大雄庵は其頃辛く寺の形態を作つたけれども、構造の上から見れば、完備したものではなかつたらう。形態は完備しなくとも、石窗はもはや十八ヶ年の長き間獨湛に随つて修業をして居るから、獨湛の弟子中でも高弟であつた故であらうか、獨湛が本山に這入つた翌月、大雄庵は本山直属の末寺となつた。其證憑として次の如きものが大雄庵に保存されて居る。

遠江州敷智郡濱松莊天神町大雄禪庵住持石窗禪師係「獨湛和尚法嗣」、今將庵送入山城宇治郡黃檗山萬福禪寺「永爲末寺」者也、憑此爲據、

天和貳壬戌年二月初六日宇證

黄檗常住
判

黄檗四代の本山住職獨湛は、天和三年三月江戸に出て時の將軍にまみえた。將軍にまみゆることは本山の法席を嗣ぐ者の慣例であつたからである。その歸途四月廿六日に本山の住職は末寺の大雄庵に留鶴した。是より先石窗は本山で西堂といふ重職に任せられた。この重職を荷うた石窗の持ち寺に、その上に立つ所の獨湛が宿まることは不釣合のことでもないやうであるが、この日の獨湛は新興黃檗宗の本山主である。本山主が末寺とは言へこの小さき大雄庵に宿つたことは、いかに人の目を見はらしめたであらうか、想像に餘りあることゝ思ふ。この時獨湛は次の如き一文を書いて大雄庵にのこした。その現物によつて、之を寫すこと次の如し。

江府回至濱松大雄山。石窗上座領諸檀那。請師開山。小參。

乃云。這一片田地。方隅四至。界限分明。曠劫已前。無二人作主。一旦落在大雄石窗上座手中。左經右營。東提西挈。到山僧面前。不_レ免用_ニ黃檗運祖裁松之鑊。僭天大將軍降魔之斧。斬草驗_ニ龍蛇。尋_レ流得_ニ源本。管取_ニ於一毫。端現_ニ寶王刹。微塵裡轉_ニ大法輪。於_レ實非_ニ

神通妙用。蓋法爾如_レ然也。夫大雄山主。溫良和穆。識見精明。持_レ身端謹。莅_レ事精勤。故能取_ニ信一方諸檀那。始終護念。事々有_レ成也。只如_ニ作興保社。一代開山。且又如何。良久

云。丈夫臨_レ事不_レ辭_レ難。沙盆扶起賴_ニ諸檀。下座。

天和三年癸亥四月廿六日

開山獨湛_ニ書于大雄山方丈

前に本山主が末寺へとまつたことを驚きの目を以て見たが、獨湛はこゝに自から開山として手書してゐる。然らば開山が自分の寺に宿まつたのであるから、何の不可思議もないといふことになるであらうか。かやうに説明はつくとしても、この大雄庵に獨湛がとまり、そして右の一文を手書して與へたことは、大雄庵としては無限の光榮であつたのである。

この時又妙見菩薩安座の爲に左の如く筆を揮うた。

大雄山主石窟。同_ニ諸檀那_ニ請。爲_ニ妙見菩薩安座。

天樞一北極 拱_ニ向衆明星 利_レ劍空_ニ魔_ニ疊_ニ

濟_レ人賜_ニ德瓶 寶珠明_ニ咒力 金甲振_ニ威靈_ニ

永護二大雄法一菩提道樹榮

癸亥四月廿六日

黃檗四代獨湛書

後年厄除けの御守として大雄庵から世に出した妙見菩薩の画像の上に、贊としてかゝげてある語は右の後半部である。

三、大雄庵の援護者

元祿三年八月、石窟が自から書いてをいた大雄庵創建記といふものを見ると、創立の爲に盡力された人々の芳名を書き上げてある。記念の爲に出来るだけ説明を加へつゝ左に芳名を列挙する。

先づ筆頭を擧げれば、見性院殿前攝州大守道雄日健居士。この人は從四位下攝津守太田資次のことで、先代資宗の遺封を襲ひ、濱松城主となり、延寶六年六月大阪城代に轉補され、貞享元年四月六日卒した。次は齋田三左衛門繁紹。これは太田備中守の家老で、禪を學んだことのある人。

次は橋爪作兵衛正信。これは太田侯の家臣。平井藤兵衛益辰。法名徳岩。黃檗木庵門の潮音に參禪した人である。但し其身分は詳かでない。以上の三人は大雄庵創立の顧問格である。方石居士。これは石窟の兄、磯部三郎右衛門のこと。創立萬端の勤労に當つた恩人である。杉浦助右衛門。法名覺岸宗壽居士。濱松傳馬町の住人。其室月宮妙圓信尼。（濱松の本陣、墓は西來院に在る）共に庵の檀徒となつた。安川超源居士。法號信樂院方譽超源居士。濱松田町の住人。其室鏡譽妙圓信尼。其男佐兵衛、佐市郎兄弟夫妻。佐兵衛の男源助、磯部忠三郎父子。同姓伊兵衛一家。この磯部氏は將監名の住人。鈴木良貞居士。濱松田町の住人。御酢屋善左衛門のこと。天神町の庄屋惣太夫。法名常安。同じく天神町の庄屋彦左衛門。法名道窓。同町住人傳左衛門等である。

右の外多くの善男善女によつて、元祿四五年の頃には略ぼ寺の體裁が備はつたやうである。元祿八年四月八日筆を起した石窟の大雄庵常住入祠堂帳に喜捨した人々の姓名と其金額とが明記され、元祿八年臘月廿日結算として入祠堂料都合六拾九兩乙分也と記され、後に元祿十二年六月廿六日付では、合計七拾四兩となつて居る。

四、大雄庵の瑜伽施食勝會

石窗の生前、慧雲といふ和尚が大雄庵の建立に就て盡力してくれた。この慧雲は石窗の死後、瑜伽施食勝會（施餓鬼のこと）を行ひたいと考へた。この考案は大雄庵に保存される瑜伽施食勸化縁簿の序文に明細に記してある。序文をした人は何人かといふに、石窗の後を繼ぎ初山五世となつた法源道印和尚。之をしるした時は寶永三年八月である。原文は漢文であるから、わかれ易きやうに書き下して見た。括弧内は筆者の註。

「法、人を弘むに非す。人、能く法を弘む。苟も得法の人には非すんば、何んすれぞ法を弘めんや。得法の人、法を弘めんと欲すと雖も、其地を得ざることは則ち法を弘むること能はず。其地を得ると雖も、其隣を得ざることは則ち法を弘むること能はず。其時を得ると雖も、其縁を得ざるときは、則ち法を弘むること能はず。石窗法兄和尚、臨濟三十四傳の法を嗣ぎ普照國師（隱元）の的孫、獅林先師（獨湛）の眞子なり。傳法の後、遠州濱松の東、一俱盧沙（印度の尺度）にして、其地を得、ついに蘭若（寺）と成す。山を妙見と曰ひ、林を靈龜

と曰ひ、庵を大雄と曰ふ。佛殿方丈厨庫相備はる。本中峰幻住庵天如則臥雲室に似て、相似たり。是に於て法を唱ふること多歳。時に法兄無住和尚順世す。獅林本師、石窗和尚をして初山の席を董せしむ。四代住職大に其名を振ふ。慧雲法弟連枝の好みを以て、隣と爲つて扶起し、終に監院に除し、壇を吹き、梵を吹き（善く親しみ和するの意）掌拍相ひ隨ふ。石窗和尚化縁早く畢はり、溘然として遷化す。是より先所をみて廟地を定む。茲に依て塔を大雄に築く。實に寶永改元甲申の年、端午の日なり。石窗和尚の上足、鼎山禪師庵に住し塔を守る。慧雲禪師一日鼎法姪及び休閒居士に告げて曰く、我願くは毎歲盂蘭盆の日に於て、瑜伽施食勝會を執行し、無盡法界の一切の衆生を救濟し、存者をしては延年長壽福樂極りなく、無上菩提を證せしめ、亡者をしては拔苦與樂、三身四智を圓滿し成就せしめん。嗚呼之を奈何せん。二人共に歡喜し允諾す。慧雲禪師幾もなく沈痼に罹り、縁を化することを果さず、昨歲（寶永二年）桂月（八月）二日起たずして奄化す。是れより居士慧雲禪師の志願に代る。又獅林老大和尚もとより嚴命して曰く、冥陽苦を救ふこと、瑜伽施食にしく無し、すべからく毎載（年）大雄庵に修行せしむべし、此會を共張せんと欲して、小金を遺贈すと。泰

洲道香。紫玉道晶。天麟道仁。各々小金を捨つ。居士其志を覗覦し、山僧をしてその端を發せしめんと欲し、鼎山法姪を淪胥して、共に初山にのぼり、化縁をちぎりてこの會を設張せんと欲す。山僧豈に譲搏せんや。すなはちその意に雷同し、ついに衣賃をして、分金貳片を捨て、勝會の啓建するを翼賛す。惟れ時つとめよや。惟れ縁ちぎれよや。二人ねんごろに其序を求む。峻拒することあたはず、その顛末を記して、以て硯海を傾け、筆供養を爲す。

寶永三年歲屯丙戌亥月既望 初山見住印法源涉ニ筆于方丈

印

印

以上は序の全文である。これによつて休間居士が大雄庵の鼎山和尚をつれて初山に赴き、勸化の心配を頼んだことはわかるが、休間居士とは如何なる人であるか詳かでない。この瑜伽施食勸化縁簿に數百名の人々の喜捨署名がある。其一部だけを擧げる。

記

一小金壹兩

獅子林

一奉金壹步

泰洲

一奉金壹步

紫玉

一奉金壹步

天麟

一奉銀乙兩

石泉

一奉金貳步

法源

一奉金壹分

龍嶋院隱居瑞岩

一奉金壹分

春海

一金壹分

小野兵藏

一金壹分

長瀬與兵衛

一金壹分

今泉郷右衛門

一金貳朱

石野孫十郎

一金壹分

高林道鑑

一金貳分

安川佐兵衛

一金貳分

田町

一金貳分

田町

安川佐市

一金壹分

田町

鈴木五左衛門

一金壹分

板屋町

安川佐左衛門

一金壹分

天神町

徳寶院

一金貳朱

田町

石川源右衛門

一金貳朱

田町

安川佐右衛門

一金貳分

西在所村

龍雲師

一金貳分

中ノ町

栗野作兵衛

此の如き人々の外數百名の喜捨金によつて瑜伽施食勝會が大雄庵に開かれ、それより引き續いて今日に及んで居る。此頃でも大雄庵では七月十六日に唐音で御經を読み上げ、昔ながらの儀式を行うて居る。黃檗僧の減少や設備の不完全から、儀式は昔と少しも變らぬこともあるまいが、そのおもかげを窺ふことは出來やう。

五、大雄庵の天神祠

昔の天神町、今の濱松市天神町東端北裏に天神社がある。天神町の名は天神社があつたから起るといひ、この社は遠く鎌倉時代に建立せられたものであると傳へられる。大雄庵から見れば北裏に當つて直徑一町にも足りないやうに見える。この天神社の社殿再建は濱松城主太田備中守資宗によつて企てられ、承應四年五月に竣工し、御遷宮式を執行したと傳へられる。この天神社より西へ五六町の處に、現在瑞雲寺といふ方廣寺派の寺がある。この寺記によれば、この天神社は昔瑞雲寺の鎮守であり、寺はこの天神社の近くにあつたものであるといふ。

承應四年より數ふれば五十八年目に當る正德二年十月に、大雄庵の境内西南隅に天神祠を設けた。これは明治十年頃取除けられて、今日趾形もないが、確に存在したことは、一の棟札によつて證明がつく、それには正徳二年歲次辰應鐘穀旦大雄住持鼎山謹白とある。鼎山は如何なる所より天神祠を建てたのであらうか、之を説明すべき資料は見當らぬが、或人はいふ、半田の大智寺より分祠したものではなからうかと。さうかも知れない。石窟は天満天神に題すといふ詩偈をのこして居る。

當時直入徑山堂、衣法分明傳得來

威德靈才觀自由 道香永發一枝梅

右の一首を道晶の撰になる石窟塔銘に見るのである。それのみならず悦峰の書「天満宮」といふ珍物がある。悦峰は獨湛の法を嗣ぐ和尚、黄檗本山八代である。私は敢て之を珍物といふのである。この珍物は現在では天神町の天神社に奉納されてあるといふことである。

そればかりではない。正徳二年十月十日に初山法源和尚は次の如きものを書いてゐる。

開光天満天神

生前忠孝脅肱臣 没後天神自在身
色裏丹青如鏡像 感心應驗一番新
法源和尚は同日付でもう一つ書いて居る。

鎮座天満大自在天神

正應郵名鎮ニ大雄 靈龜林裏仰ニ神風
老松爲蓋古梅座 德墳ニ乾坤ニ天満宮

又偶然手に入れた反古紙の内に、八代楚州が書いたものを見出した。即ち天神祠再建、維時文

政十一年戊子臘月吉旦 工師橋羽村長命、八代楚州識、とある三代鼎山の建立した天神祠が朽ちるに任かすことは楚州として堪へ難きことであつたから、その再建を企てたものと思はる。

六、大雄庵の勸修作福念佛圖說

昭和二三年頃、私が大雄庵の調査を始めてから、庵主はいふまでもないが、唯一人の令息故武彦君は出来る限りの便宜を與へられた。或時に一つの黒い版木を示された。之をすり出して見ると、勸修作福念佛圖說といふ題がある、念佛圖說は元來獨湛が作らせたもので、大雄庵所藏の版木は之に倣うたものであるが、末尾に享保壬寅（七年）正月念六日とある。この版木をよく調べても、何人の手に成るか不明である。たゞ正月廿六日は獨湛の命日に當るから、獨湛を記念する爲めの作品ではなからうか。

この念佛圖說に就ては、名古屋市外、黃檗堂山本悅心氏が昭和六年十二月發行の黃檗第十七號で、圖說各版の説明を加へられ、（大正十五年中發行の黃檗宗報に、「念佛禪より見たる黃檗と淨土宗との關係」といふ一文を見たことがある、これにも作福念佛圖に關する説明がある）第一

版は寶永元年九月黃檗山内獅子林院發行のもの、第二版は寶永三年二月獅子谷信阿の一文を加へたもの、第三版は享保七年正月濱松大雄庵發行のもの、第四版は安永七年春獅子林院より再版發行のもの、第五版は明治三十二年一月姫路雲松寺發行のものとされてゐる。然らば大雄庵所藏版本は念佛圖說に關する貴重なる資料であるといふも過言ではあるまい。

然らば作福念佛圖說とはどんなものであるか。わかり易い爲に左に寫眞で示す。



此圖の下部に見える説明よりも、其意味が判然わかるのは第一版にある説明であるから、次に之を書き下して見た。

「此圖震旦（支那）に於て世に行はること已に久し。大清康熙年中に至り、旨を奉じて天下に頒ち行うて普く念佛を勸化す。日國（日本）いまだ此圖あらざるを以て、今鑄刻して流通し、天下の人をして佛を念じ福を修して同じく淨土に生ぜしめば、則ち利益無量なり。念佛千聲して一圈を填むべし。白黃紅青黒の五次を填むべし。 獨湛するす」

この獨湛は黃檗山第四世といふ禪師であるが、淨土宗を取り入れたことで有名であり、今日に至るまで念佛獨湛といふ名で傳へられてゐる程である。念佛圖說第二版を出した淨土宗の忍澂上人が獨湛の病氣見舞に來た時にも、獨湛はこの圖說の普及を切望して居る。又忍澂和尙行業記（坤十四枚一十五枚）に圖說版行の経過が詳述されて居り、獨湛の信仰に就ては次の如く述べてある。

「禪師西來直指の心印を佩び、而かも淨土を以て歸宿の地と爲す。つねに佛號を唱へ、彌陀經を誦し、日々常課と爲し、爲人度生も亦唯念佛三昧を以て心に他務なし」

そして忍澂上人の獅子谷より印施したものが、既に廿一万八千餘圖としてあるから、世に流布された數の莫大であることがわかる。此の如き事情より考ふると、金指に居た時も、道化の方法

として念佛をすゝめられたと推測してもよからう。隨て直系の大雄庵に於て念佛圖說の版本を發見することは偶然ではない。

七、道場としての大雄庵

道場と書き出したのは、禪道修業場としての大雄庵に就て述べたいからであるが、道場としての建築物に就て述べるのではなく、黃檗本來の修業が如何様に行はれたかを述べるのである。これは要するに如何なる和尚によつて繼承されたかといふことになる。勸請開山の獨湛を別として、石窗以來現住良完和尚に至るまでの世代を擧ぐれば次の如くである。

石窗 義山 鼎山 陳宗 祥麟 瑞蓮 普明 楚州 碧潭 冲天
勇峰 禪統 一指 良完

右の内世間に知られた先代和尚を近い時代より逆に舉げれば、禪統、楚州、普明、石窗であり、以上の和尚は大雄庵と共に永く傳ふべき人々であるが、その行蹟が詳かでないものもあるは甚だ遺憾である。今日私が知ることを得ただけのことを後に述べることにする。

八、大雄庵の懺法勝會

大雄庵三代鼎山は種々の經營をした。前に述べた瑜伽施食勝會を七月十六日に舉行することにしたのも、天神祠を建てたのもこの和尚である。その上また春秋の彼岸に懺法（センボウ）勝會舉行の計劃を立てたのもこの人である。濱松地方では芳川村の頭陀寺に昔懺法勝會を行ふたと思はれる跡がのこされてゐるそうであるが、今日之を實行してゐる所は鴨江寺である。

此の如き鼎山の計劃もいつの時代にか中絶されたと見えて、楚州は懺法勝會の再興を圖つた。私は今日大雄庵に保存される文書の中に、次の如きものを見出したのである。

當山懺法の儀、三代鼎山、毎年二期の彼岸中日、十方亡靈の爲め修業致來り候處、無住の砌中絶致、先住普明再び相興し度願意に御座候得共、短壽にて其志を遂げず、拙僧住職以來先志を繼ぎ、何卒修行致度願望に御座候て、信心の輩へ相談申候處、各々格別に隨喜致され候、之に依て毎年彼岸中日懈怠なく修業致候、永代懺法料の爲め、戒名一位に付、金百疋、三ヶ年に御喜捨願度奉致候、猶又當日は皆々參詣の上瞻禮致さるべく候。以上

辰九月 天神町 大雄庵

右の廻状に世話人として連署捺印して居る人々は次の如くである。

天神町 五郎七。喜平治。重藏。藤助。佐藤村 喜右衛門。向宿村 七郎右衛門。

植松村 治郎平。善治郎。庄十。下石田村 忠三郎。天王村 仙藏。西塙村 仙右衛門。

七軒町 善兵衛。板屋町 半助。田町 伊右衛門。

以上十五名の世話人が出來た。筆頭天神町五郎七といふは、當主中村達一郎君先代の通稱である。この再興計劃が果して實行されたか否や、これを證明する書類は見當らないから、古老の話を聞くより外に、知りやうがない。

右の廻文の外に、楚州が漢文で書いた懺法勝會引といふ一文がある。その文は先づ支那に於ける懺法の由來を述べ、次に日本に傳來した沿革に及び、第三段に懺法實施の決意を語る。この勝會が行はれなかつたとしても、捨て難きは楚州の文であるから、第二段より書き下して左に掲げて行く。

「往昔聖一國師宋に入り法を求む。又金山寺に於て懺文を誦得す。歸朝の後懺摩法禪林に行は

る。此れを權與と爲すなり。然れども年をへて法式轉じて簡易となる。且華梵の音、訛舛して倭に訛入す。吾が黃檗普照國師（隱元）一葦西來、扶桑三百年來已に墜つる宋風を振起するにおよび、禮樂を一新し、華梵の音また倭に聞ゆ。禮懺を叢林の間に專修し、普く國家を利するなり。是に由りて天子公侯及び黎民一として皆心を傾け化に嚮はざるはなし。うべなり、懺摩法獨り槩門に盛なるは。」

楚州は更に筆を進めて懺法の効果を述べてゐる。

「蓋し人の世に生るゝや、上智の資に非ざるより、豈に能く故作誤爲のあやまち、或は宿世冤業のいつはりながらむや。吾が如來廣慈悲の念、懺悔の門をひらき、苟も能く一心を精白す。懺悔善を爲せば、積累の罪業一旦冰釋す。譬へばこれ水の如きなり。身の煩ひ、之をあらへば清からざるなく、衣の汚れ^{せがれ}、之をあらへば潔からざるなく、器の穢れ^{けがれ}、之をそゝげば淨からざるなく、それ方寸の門をこえざるにちかきのみ。故に曰く、心は身の神明、善を爲す所善應す。惡を爲す所惡應す。影の形に隨ひ、響の聲に隨ふが如く、その效驗の捷速、毫髮をさしはさまず、これ懺文の人を利する所以なり。其功博きかな。」

第三段の結末に次の如くいつてある。

「不肖は性來德薄く才淺く、最も缺く所の者は宗眼なり。却て人の信施を費すことを辱うするもの少からず。敢て諸佛に歸投せず。自から懺悔し、且つ諸人をして懺悔せしむ。是を以て毎年春秋、將に彼岸道場を啓建し、同じく懺摩會を結ばむとす。翼くは十方檀越、ひとしく來りてこの勝會にくみし、無始以來、今日に至るまで、無量の罪愆、悉皆懺悔せよ。」

九、大雄庵の現状

濱松驛に下車して、大雄庵への道筋を尋ねた時、大概の人は知らぬと答へるであらうが、先づ市營自動車に乗りて東の方天神町へ向ひ、天神町の東端北裏に出でたならば、松林の中に小さき佛殿を見る。これが大雄庵である。山門は小さくとも黃檗本山の型に倣らつて作られ、隱元筆の「妙見山」といふ額を見る。門を這入りて翻つて見ると、獨湛の筆「大雄庵」といふ額を見る。正面に見える佛殿には又獨湛の書「普光殿」の文字を見る。佛殿は甚だ狭く、正面には釋迦如來の像があり、右脇の厨子（佛龕）の内に妙見菩薩の立像が納められてある。佛殿の裏には小さき

位牌堂がある。佛殿の右側に方丈があり、左側一帯の地が墓所となつてゐる。

境内は狭く、構造は小さく、これといふ見るべきものはないが、石窟以來寺にちなみある書類は現に保存されてゐる。私がこゝに述べるすべての事柄はその書類を根據とするものである。若し篤志の諸君が親しく述べたこの寺を訪ねたならば、無駄でなかつたことを自から肯かれるであらうと思ふ。私は故にこれ以上太鼓をたゝかぬことにする。

附 錄

一、開基石窟和尚略傳

遠江に於ける黃檗宗は、隱元の弟子獨湛が、金指の領主近藤石見守の請に應じ、寛文四年五月廿八日金指に到着した時より始まる。それより十八回の春秋を経た天和二年正月八日、獨湛は黃檗本山第四代をつぐ爲に此土地に別れを告げることになった。この長き歲月こそを本據として道化を布いたのであるから、その及ぼした感化を察することが出来る。就中大雄庵の開基石窟の如きは傑出した弟子の一人であらう。

石窟は字、諱を道鏗といふ。寛永十四年十一月一日、濱松の隣村將監名磯部氏の家に第三男として生れた。十三歳の時、村の靈珠寺（現在廢寺）に於て真言宗の宥長法印に隨ひ、習字讀書の稽古をした。この時分でも他の兒童と違ひ、遊びにも佛事の眞似をした。十五歳の時、將監名に近き佐藤村（現在濱松市佐藤町）瑞雲寺（現存方廣寺派）に美濃大智寺の了堂といふ和尚（この

和尚は妙心寺派玉浦の法系に屬し、美濃國山縣郡北野村大智寺住職となる、又妙心寺百二十代となる、諱は宗歎といふ)が來て、因果經の講義をしたことがある。その時毎日兩親に隨つて講義を聽く間に、僧侶になりたくなり、兩親にこの事を申出でた所、その願は聽き入れられなかつた。翌年に至り、重ねて願ひ出で、辛く許された。そこで美濃國の大智寺に行き、住持の了堂によつて落髮されて漸く本望を遂げることになつた。それより了堂の左右に侍べり、佛書を學ぶこと一年餘りをへて、諸國を遍歴し、多くの和尚にまみえ、十年ぶりで郷里に歸つた。途すがら考へるに、數多の老僧の門を敲いて見たが、學も道も俱に進んだとも思はれず、徒らに草鞋を踏み破つたに過ぎないと思はれるから、これより修業の方法を變へ、寧ろ山林に遁れ、獨坐して悟を開く道をとるがよからうと決心した。そこで將監名村に近く、馬込川のほとりに在る十軒村の臨川寺に入り、世間と絶縁することにした。この龍護山臨川寺は古い寺でなく、又大きくもないが、開基以來妙心寺派に屬し幸近所でもあるから、自然に此寺に入ることになつたと思はれる。

石窟が臨川寺に獨り修業すること二年の後に、隱元の弟子獨湛が金指に來た。隱元が黃檗の法幢を立てゝ吾が國に來てから、十年を過ぎ、吾が佛教界に一大革新時代を作つた際であるから、

同じく臨濟宗の流をくむ石窟の心を動かしたことは當然であらう。茲に彼は獨湛が孤峻の道風を慕ひ、臨川寺を出でゝ金指に行き、初山寶林寺に獨湛を訪ねた。獨湛は一見して見込みのある僧であると思ひ、石窟の方でも師として仰ぐことに決心し、獨湛の下に留まることになつた。その時は寛文五年石窟廿九歳であらうと推察する。これから禪學の書を讀み、作務を勤める間に、孜々として參禪を怠らなかつた。

寛文九年十月五日、初山寶林寺に於て開戒の行はれた時に、登壇して菩薩大戒を受けた。六ヶ年の間に侍者、知客、典座の諸役を勤め、遂に維那に進んだ。この時歴職勞を辭せざることを稱讀した獨湛の詩偈がある。

寛文十年、近藤石見守より菩提所金指實相寺の住職になつてもらいたいと言はれた。初山の大旦那語石居士の依頼であるから、たつて辭退することは出來なかつたと見えて、これを承諾した。しかし寺の雜務が忙しいのをいやがつて、寛文十二年の秋、實相寺住職を辭した。この時石窟が作つた詩偈がある。

諸人欲識吾行履 不是西南即北東

それより初山に居た道友の桂門とつれ立ち、美濃の堂が洞といふ山中にかくれ、専心修業をした。こゝに居る間に、攝津國住吉地藏院の快圓律師が梵網戒經に就て講筵を開くと聞き、法兄の無住と共に、律師の講義を聴きに行き、律師より滿分戒を受けた。三年目の延寶二年、何月からぬが、その歳に初山に戻り、自分の見解を師に呈した所が、師は之を読み、これ只入門に過ぎない、最上の教法に比ぶれば天地の如く懸隔があると答へた。石窗が三年間の苦心は何のかひもなかつた。しかし師の擊退に屈せず、翌三年四月八日に佛初生の偈を呈した。如何なる偈であつたか不明であるが、今度は師より契證を得て、稱讚の偈をもらつた。

その翌年の延寶四年には前に述べた通り大雄庵の建立にとりかゝり、大雄庵が落成した後に又初山に行き、獨湛と問答をした。又同五年四月、佛涅槃日に初山に行き問答をした。問答の要點は楚州の石窗傳に見え、石窗の手記には「機縁相契、即受屬」とある。此時獨湛は愈々石窗に法嗣となる資格を認めたものであらう。時に四十一歳であつた。

「初山獨湛禪師行由」といふ一冊の版本がある。これは獨湛五十歳までの略歴であるから、延寶

五年に作られ、それより梓行されたものである。その第一葉に門人、道立、道經錄とある。道立は無住の法諱、道經は石窗の法諱である。この時既に獨湛の高弟であつたことの證據となる。

天和元年十月、獨湛は本山第四代の法席を繼ぐべき命令を受けた。翌年正月八日初山より出發した。石窗は大雄庵より出で、師に隨行して本山に這入つた。これより本山に於て侍者、知客、副寺、都寺の諸役を勤め、天和三年冬結制の時には西堂の役をし、翌四年立春には秉拂（ヒンボツと讀む）した。即ち住持に代つて拂子をとり法座に上りて衆に說法するをいふ。實に大役を勤めたのである。貞享三年には大雄庵に歸つて居たと見えて初山に於て第三代香山が開堂結制を行ふ時に、石窗は本山の命を受けて白椎した。（白椎は白樺とも書く、開堂に際し椎を鳴らし衆に告ぐ役をすること）その歳十月三日獨湛の特使より源流法衣と囑語とを受けた。重ねて黃檗本山に上り、元祿五年獨湛が獅子林に退くに及んで、職を辭し暇を告げて濱松に歸ることになつた。獨湛は永年の勤務を謝し、詩偈を作つて其行を壯んにした。この送詞は今猶ほ大雄庵に見る。

律轉東陽且氣和
芳聯喬梓共婆婆

帷頭初試獅兒擲
背上久任象馬駄

竺一國ノ世一雄ノ尊自ラ大ニ

桑邦ノ黃櫈子無レ多

祖庭流ニ出シテ龍淵ノ水

漲起ス遠江陸地ノ波

石窗が本山の職を辭するに先き立ちて、元祿三年八月頃、妙見堂の建立が行はれた。この建立を援けた人々の内に、醫師渡邊竹庵の名が見える。この竹庵は濱松後道(今日では千歳町といふ)に住ひ、杉浦國頭の實父である。この時國頭は十三歳、柳瀬方塾は六歳、渡邊蒙庵は四歳であつたから、濱松に於ては未だ文化の發芽せぬ時である。それであるのに石窗はもはや五十四歳の老成人であつたとすれば、濱松地方に於ける文化史上忘れてはならぬ大先輩であると言はなければならぬ。

石窗が本山より大雄庵へ退く五年目、即ち元祿九年に、獨湛は獅子林より初山に來て居た。この年石窗は六十歳である。獨湛は六十歳の初度を祝ふ爲に、特に大雄庵に來た。これで二回の大雄庵來駕となる。この時の偈に、

大雄佛世尊、生日四月八、小雄空壽相、生日又不說、雖然不說人皆知ル、了知ス日日是生日、

翌十年二月十五日、獨湛は初山で開戒を行ふた。此時戒子萬餘人と稱せらる。非常に盛大であつたことゝ思ふ。羯摩師は主席無住が勤め、石窗は教授師を勤めた。これで獨湛門下の翹楚たることは争ふべくもない。此歲濱松の隣村伊場に岡部三四生まる。後年賀茂眞淵といふはこの三四である。

元祿十二年、石窗は近藤語石居士の相續人徳用の請に應じて、初山第四代の法席を繼いだ。之を祝した同門圓通の賀詞がある。(圓通の飄逸は有名である。近世畸人傳卷五を參照せられたし)

繼レ席初山名不レ空 大雄大力振ニ宗風

一花五葉芬芳所 秋晚寶林樹色濃
獨湛も亦詩偈を贈つて之を祝うた。

大雄堅ニ金指ヲ 指指發ニ奇光ヲ
却ラ使下寶林樹 花菓久ク昌昌上

右の二つは今日大雄庵の珍襲である。

石窗はこれより六ヶ年住職を勤めた。紫玉撰の塔銘中に「一住六年、單傳直指の道を以て方來

に接して倦まず」というて居る。

石窟の門弟中、年長者の義山は元祿十四年五月に歿したから、寶永元年三月廿九日、義山に次ぐ鼎山を大雄庵に居らしめることにした。鼎山が初山の方丈に登つて、その命を受けた時に、石窟は大雄庵住持としての心得を詳かに言ひ聽かせた。その石窟のいふ所は次の如くである。「それ大雄庵は老僧が手づから開いた處である。一椽一瓦は十方檀信の汗血である。この寺に住持となるものは、老僧の家風を遵奉しなければならぬ。只古淡を味ひ、道業を辨ずるだけでよいが、諸方に傲うて雑沓を圖つてはならぬ。朝夕禪誦し、修業を懈らずに居れば、佛祖の恩に悖ることはあるまいと思ふ。祠堂の忌日にあえば香花を供へ、回向をして、檀越の最初の信心に負いてはならぬ。勉めて老僧の教を實行してもらいたい。」此の如く後住者の心得を詳説してから、更に死後の始末を頼んでいふ。「老僧は歳をとつたから、何日死ぬかも知れない。死んだ時には火葬するには及ばない、陶器に容れて、大雄庵に埋葬してくれば、それでよろしい、死期も逼つて居る、多分再會することが出來ないと思ふから、豫め頼んで置く。」鼎山はこの命令をふくんで大雄庵へ行つた。數日を経てから石窟は法弟の大梁が國瑞寺(獨湛が創立した上野國の二山)に行

くを送るついでに大雄庵に立寄り、七日間滯在し、埋葬地を定めて初山に歸つた。

同年五月四日には諸方より來た書狀に各々返事を書き、佛號示偈は求に應じて書き、手づから封じて送つた。そして心聞といふ弟子の爲に自像に題する偈を書いて與へた。

我法本同藥師佛　盡醫ニ一切衆生癒

何如不說他長短

守レ口如瓶齊ニ自家

ついでに是より先元祿十五年に初山方丈で書いた自像贊を擧げてをく。

我本非渠渠是誰　寶林四代矮闥黎

雖無扛鼎拔山力

兎角龜毛用得奇

この五月四日の夜、弟子の心聞は夢に師が現はれて、わしは鳳來にゆかうと思ふ。おまへもついてこいと言はれた。變つた夢を見たと思ひ、翌朝この話を仲間のものに話した。その日は五月五日、端午の祭日であるから、大衆は方丈に上つて、端午を賀し、石窟は弟子と問答をしたり、賓客に面會したり、佛像に禮讃したり、正午に食事をすまし、午後に髪を淨め、吉例にならい菖蒲湯に這入る時に、法弟の溫然(諱は道玉)に向つて、わしも歳をとつたから、度々風呂に入り

たくもないといひ、風呂から出て衣服をつけ、丈室に這入ると、忽ち静かに坐化した。かく遷化するに先き立ち淨髪沐浴をしたから、手足は柔かく、横はる遺骸を見れば、死んだ人とは思はれなかつた。



辭世の偈を遺骸の内に發見したが、之を書いた時は明かでない。現物
は大雄庵に保存されてゐる。

轉身一路 越し死超し生 青嶂雲盡 碧潭月清



咄々 非色非聲

石窟老僧辭世預留ニ一偈以示徒

五月八日門人の鼎山等は師の命に従ひ、陶龕を用ひ、全身をこれにつめ、龜林山普光殿の西北にうづめた。遺骸をこゝ迄に持つて來る時、金指領主近藤石見守は家臣をして護送せしめた。また葬式には遠近の僧侶俗人争つて會葬した。弟子の心聞は師の杖を捧げて葬式に列り、初山の寮に歸つてにはかに歿した。前夜の夢が正夢となつて、師の後を逐つたことになつた。石窟の僧侶生活は五十一年に亘り、

世壽六十八であつた。

初山では同年十一月四日、法源道印が第五代を繼いだ。法源は昔より後水尾天皇の皇子と稱せられ、之を立證するに就て、故鈴木黃鶴君が大に盡力せられたが、九分通りの效果を擧げて、圖らず中途逝去せられた爲に、未だ所期の目的を達せぬは遺憾の至りである。法源は始め木庵に隨ひ、木庵の示寂後、獨湛の門に入る。時に貞享元年三十五歳。石窟は此時四十八歳。獨湛の高弟であつた。法源が石窟の後を襲うて初山第五代となつた時は五十九歳であり、これより享保十四年遠江の地を去るまで二十年の間があつたから、濱名郡積志村を中心として、幾多の遺蹟遺物が存在するのである。

さてまた石窟の恩師獨湛の消息は如何といふに、寶永三年正月廿六日獅子林院に於て端然として遷化した。同年三月法子の圓通が「黃檗第四代獨湛和尚行略」一篇を記述して之を梓行した。之と併せて「獨湛禪師行由」を讀めば、師が生涯の概略を知ることが出來やう。更に其風貌に接したき篤志家に對しては、初山寶林寺に赴き、喜多元規筆の畫像を拜することをおすゝめする。

石窟は綿密の人と見えて、「大雄庵常住入祠堂帳」は極めて明細に記入されてゐる。また元祿

三年八月に記した「大雄庵創建記」があり、元祿十年一月廿八日に認めた「大雄庵主石窟行由」がある。

歿後七回忌に同門紫玉の撰にかかる「大雄石窟和尙塔銘」一篇がある。後年大雄庵八代楚州撰にかかる「大雄開基石窟鑑禪師傳」一篇がある。以上私が述べ來た略傳は、石窟の同門及び法嗣者の記述に本づき、之に説明を加へたのである。石窟の手記である「行由下書」を見ても、又「大雄庵創建記」を見ても、文句は極めて簡単であつても、頗る強味がある。これは百姓より出で、自力奮闘した禪僧であつたからであらう。「創建記」の末に三條を添へてある。左に其の二條を引く。

「凡そ沙門となる、四威儀の中、己が躬下の事を參究するを以て務となし、波羅提木叉を以て師と爲す時は、人を利し己を利すことすべて其中に在り。山野徳の人於けるなし。但た自から養ふことを知る。故に世の常此に痛念せざるなし。冀くば諸々の同志幸に昭察せよ。」

「縉素を論ぜず、恩を知り恩に報ゆることは、これ佛の遺意なり。且つこの庵の成るが如き、本師和尚の慈陰、諸兄弟の道愛、ならびに諸居士外護の力、慈教最初信心の功にあらざるなし。」

住庵の者常に時々感念して之を遺忘することなく、檀家の子孫の如きに至つては、時々慰問して恩義に負くなんば可なり。」

又手記の「行由」中に次の如く述べてゐる。

「愚老出家已來無邊の苦修、自他宗迄の遍參、閑居も致候へども、十五歳最初の發心堅固ゆへにか、終に惡縁にふれず申候、今日迄全く僧行つとめ仕居りし事、偏に受業の師父了堂和尚大道人故、尤も本師老和尚（獨湛）の慈庇、無住法兄和尚、其外道友の提携不淺一々高名を記し盡さず候」

以上の言葉に敢て贅言を附せず、讀者の解釋に譲る。

然らば道友の觀る所は如何。紫玉は「石窟塔銘」に曰く、「師の賦性や、篤實偽り無し、謙光人を照らす、その堂に陞り法を説き、衲子の來機に應するに至つては、機鋒峻嚴、雄辯無礙、以て其鋒に當るものなし」といひ、又「師平居身を律する古樸、破衲敝履、一味眞率の風を以て人を誘ひ、自から奉する清約、人を利するときは傾倒して遺すことなし、凡そ普請作務躬から役作す、古徳風規日日墜つるなし。」といふ。

師獨湛は如何に觀るか。獨湛が天和三年四月廿六日大雄庵に駕を留めた時に、次の如く手記して居る。「夫れ大雄山主、溫良和穆、識見精明、身を持つこと端謹、事に莅^セみ精勤、故に能く信を一方諸檀那に取る。」

石窗より一歳の兄で、即非に隨行して明暦三年吾が國に渡つた千呆は、石窗の歿した時に、本山第六代の職に居た。石窗の訃音に接して輓詞を寄せた。現物其まゝを次に寫して本傳の結尾とする。

奉^レ輓^ニ寶林主席石窗法弟和尙遷寂、惟祈^ニ大圓鏡中昭鑒
超^レ生^レ越^レ死^レ六旬八^レ 高^ニ踞^レ初^ニ山^ニ整^ニ祖^ニ宗^レ
妙^レ偈^レ寫^レ完^ニ將^レ撤^レ手^レ 蒲^ニ湯^ニ浴^レ罷^ニ忽^ニ翻^レ躬^レ
雲^ニ遮^ニ青^ニ嶂^ニ路^ニ頭^ニ斷^レ 月^ニ落^ニ碧^ニ潭^ニ光^ニ影^ニ空^レ
覩^レ史^ニ天^ニ宮^ニ長^ニ莫^ニ戀^レ 衣^ニ孟^ニ留^ニ待^ニ寶林^ニ中^レ
仲夏望前^ニ黃蘖愚兄^ニ 千呆安拜

一、大雄庵七代普明和尚略傳

普明の經歷は詳かでない。之を敢て述べやうとするは聊かわけがある。私の祖父の遺墨中に次の如き事實が書かれてゐる。

「楚公の師普明和尚禪名あり、遠近一派の僧徒來りて之に從ふ。市俗參禪者あるに至る。」又

いふ。

「先君嘗て曰く、普明臨終の時、余醫を以て招かれ、其側に在り。師の息已に絶ゆ。弟子輩筆を取り墨を蘸^スして師の手に挟み、紙を其面前に持ち、大聲揮灑を乞うて之を呼び回す。即ち其眼を開きて數字を書す。此の如きもの兩三回にして逝くと。今併せ記して其美を掲げ、其道力を表す」

右は享和元年四月十七日の事で、私の祖父が父より聞くがまゝに記された漢文を、私は唯書き下したゞけである。臨終に於けるこのやうな事柄は、禪僧の慣習でもあらうが、俗人より考へると、氣力のある僧でなければ出來ないことであらう。私の曾祖父は相當膽力のあつた人であつた

といふに、此の如き臨終の姿を目撃して大に敬服した。況んや私の如きものは尙ほ更に感佩するのである。

大雄庵七代は名を普明といひ、法諱を行光といふ。昔は佐藤村、今日では濱松市佐藤町の須山氏であるといふ。其血縁も現在あるであらうが詳かでない。大雄庵過去帳によつてたゞ七代普明母有玉村久太郎の室、靈巌妙英大姉寛政二庚戌八月歿といふ記録を見のみ。然らば佐藤村の産ではなく、有玉村の産であるかも知れない。大雄庵所藏の辭世の偈に、「殺斷佛祖、五十一年、端的之處、不是不是、大雄普明臨末書」とあり、その書體より推察すれば如何にも臨終の筆蹟であるから、世壽を五十一歳と推定する。然らば之より逆算して寶曆二年の生れとする。

大雄庵行光
五十一
端的之處
不覺
大雄普明

嗣法書によると、普明は安永二年四月八日、大雄庵五代祥麟より付囑を受けて居る。又別に初山東海楚石が自書捺印した機縁書を見る。年月の記入が見えぬことは遺憾であるが、普明の経歴を窺ふ資料となるから、之れより経歴

だけを抜き書して見る。

或歲普明は遍參の途に出た。偶々美作に行き、千年寺石窓和尚に見え、禪に參し道を學び、八年間苦しし、天明五年七月辛く師の契證を受けた。時に三十五歳である。そこで一旦大雄庵に歸住すること五年、再び美作に至り、師の石窓を省勤し、數日間逗留して別かれた。この石窓の法諱は衍劫、後に黃檗第二十四代の法席を繼ぐ高僧である。

他の資料より考ふるに、仙臺大年寺の役僧となつたことは確かである。この大年寺は明治維新の際より或事情から荒廢するに至つたが、昔は黃檗宗に於ては重要な地位を占めて居た。黃檗第十九代仙巖は此寺より出て、第廿三代蒲庵も亦此の寺より出で、第廿八代梅岳も亦さうである。此の如き状況より考ふれば、大年寺の役僧となるは尋常一樣のことではなかつたと思はれる。そして大雄庵に保存される遺物より推定の下されることは、大年寺の副寺、監寺を勤め、寛政七年監寺を辭して大雄庵に歸山したことである。私は濱松の某家より、丙辰林鐘、蒲庵より普明へ贈る詩偈一篇を得た。普明に取りて蒲庵こそ大年寺以來教を受けた先輩であらう。蒲庵は同年十月本山在職中に示寂した。

翌寛政九年十二月、石窓衍劫が美作の千年寺より出で、本山第二十四代の法席を繼ぐことになつた。普明は前に述べたやうに、石窓門下であつた。この關係はおのづから普明が本山の知賓であつたことを首肯せしめる。郡山産の楚州が普明の弟子となつて濱松の大雄庵に來たことも亦偶然の因縁ではあるが、自然の成り行きであつた。普明の遺墨として今日目にふれるものは、前に引用した辭世の偈一文あるだけであるから、文字の上より其人となりを示すことは出來ない。しかし普明の臨終には恒善や禪海が居た。恒善は法諱普長、鶴洲と號し、長崎の詩人吉村迂齋の次男で、甫めて十六歳、肥前蓮池の龍津寺に入りて僧となつた。この龍津寺は高遊外即ち賣茶や大潮の出た寺である。鶴洲は詩書共に能く、晩年伊豫松山千秋寺住職となつて終つた。又禪海は法諱益澄、晩年長崎崇福寺廿三代となつて終つた。大雄庵の道場は尙他に多くの僧徒も居たであらうが、長崎産の僧徒が濱松の一小庵に來つて修業するは、之を誇る普明の人柄でなくして何んであらうと言いたい。

私は茲に一言附け加へて置きたいことがある。寛政五年仙臺瑞鳳寺の住職となつた古梁（號南山）は後年阿波の玉潤と共に學問があり、詩に巧みでありと世に名高き僧である。普明より五歳

若く、そして普明より三十八年遅れて此世を去つた。壯年普明に學んだ恒善は、後年仙臺に居た時に古梁に詩の添削を乞ふたのである。この恒善が文政の末、濱松大雄庵に法弟楚州を訪ねた頃私の祖父が詩を楚州に學ぶ時代であつた。恒善が「古梁は詩に長じてはゐるが、禪は普明に及ばない」と語るを私の祖父は親しく聞いたといふことである。普明の四十代を知り、古梁の六十代を知る恒善が、かくいふからは、白河樂翁に「氣味のわるき老僧」といはれた古梁も、大年寺の普明より、おまへは未だ修業が足りないと言はれたこともあつたらうと思ふ。此の如き傑出した禪僧が五十一歳の短命で此世を去つたことは誠に惜しむべきことであるのみならず、普明の病革まる時この寺を繼がしめるものは、僅に十一歳の楚州であつた。膽力のある普明にも何程かの心残りがあつたらう。普明は次の如く手書して其翌日終に示寂した。「從少出塵、學戒定慧、開頂門眼、此道奉持、享和元年辛酉四月十六日上午、大雄庵光普明手書、付囑楚州侍者」楚州はその期待に負かず、大雄庵より出でて、黃檗本山第三十二代の法席を繼いだのである。

三、黃檗楚州和尚年譜

八代楚州は黄檗本山第三十二代の法席を繼ぎ、大雄庵歴代の中でも傑出した和尚である。獨特な筆蹟と洗練された作詩とは之を傳ふるの價值を十分備へて居る。私は楚州和尚の略傳を昭和八年十月發行静岡縣郷土研究第一號に掲げた以來、更に明かになつたこともあるが、本書には紙面の都合により詳傳を見合せて、今日までに明かになつたことを取り入れた年譜を載せることにした。

楚州は少年の時より長崎へ遊學し、未だ弱冠に達せざる内に詩僧の令名を傳へられた。楚州が弘化三年五月廿八日宇治の本山に於て進山の式を擧げた時に香を拈じて次の如くいふ。「只一辨香、我が祖東渡開化の諸君、本寺第四代湛祖老和尚、及び歴代の諸位和尚、大雄開基石窟老和尚、前東光大愚老和尚、前雲華禪海和尚、諸山の尊宿、闍山の耆德、現前の衆衆、遠近の檀那、一言半句我に益あるの師友、及び生身の父母の爲に、咸皆報謝し奉る云々」と、禪道に於ては東光寺の大愚和尚と、後の崇福寺監寺の禪海とに學んだことを示してゐる。

楚州の遺稿を擧ぐれば、龜林餘稿上中下三卷、他に館山吟草前後二篇、奥山草前後二篇、柳溪吟草一篇、和韻唐禪月大師山居詩二十四首一篇。其他には黄檗楚州禪師語錄三卷あり、其中卷は

弘化二年江戸逗留中の吟草である。又怡山然禪師發願文口懸一巻は宗旨上の著述である。

楚州の弟子に就て一言を加へる。大雄庵九代碧潭、十代冲天、十一代勇峰、十二代禪統はいづれも濱松に於ける門弟である。碧潭は天神町吉田屋松本氏の出、濱名郡小池長福寺通稱北堂の住職となる。和算と弓術とに通じた。冲天は南庄内村白洲慈雲寺の住職となる、禪法に通じた。勇峰は四日市の産江戸に上り向島弘福寺の役僧となる。辯舌を能くした。禪統に就てはより多く説明をしなければならぬ。禪統は濱松下垂町元目甚七の三男である。天保四年、楚州四十三歳の冬十一月七日大雄庵に於て得度した。時に十五歳であった。禪統は四五歳の時、路傍で砂の上に文字を書いてゐたのを、この時の城主に見出され、褒美を頂戴したといふ話が傳へられて居るから、幼少の時より文字を能くし、書を讀むことが好きであつたと見える。歳を重ねると共に詩文を能くし、又畫を描く。初山廿二代となる。明治維新の際、金指近藤氏をして名分を誤らしめたかったのは、禪統の盡力によるといはれて居る。

私が楚州和尚の調査を進め行く間に、この和尚の行實にせよ、詩文にせよ、殆ど禪統の手書でないものはないというても過言ではない。これは能書であるが故であるばかりでなく、師に對す

る崇拜のほとばしる所であると思ふ。そして大雄庵に於て善く楚州の遺墨が保存されてゐるもの
禪統の心掛けを後住によく傳へて置いたものであると考へなければならぬ。師を尊ぶ弟子、弟子
を薰陶する師、この兩者の連絡がありて、文化は始めて永續する。

黄檗楚州和尚年譜（昭和十二年七月十七日稿）

寛政三年辛亥八月廿四日郡山侯の江戸屋敷に生る。幼名詳かならず。父は御徒士、祿三拾石、北村
(後改姓福島)三右衛門、素白と號し、國學に通じ、尊圓流の書を能くす。母の家は詳かならず。

三男二女あり。長男は松五郎後改名孫八、仲兄は徳藏、楚州は實に第三男なり。

寛政七年乙卯五歳。正月廿二日母歿す。江戸谷中三崎天龍院に葬る。享年未詳。○濱松大雄庵七

代普明仙臺大年寺の監寺を辭して歸山す。

寛政九年丁巳七歳。家を擧げて江戸より郡山に移る。

寛政十一年己未九歳。宇治黃檗山に於て出家す。時に石窓衍劫廿四代の山主にして、其門弟普明
知賓の役を勤む。普明を禮して祝髮師と爲す。法諱如寶、字楚州と名づく。眞光院に寄寓する

こと半年許、普明携へて濱松大雄庵に歸る。

享和元年辛酉十一歳。四月普明大雄庵に於て病む。同十六日普明手書して法嗣と定む。翌十七日

普明示寂す。普明夙に禪名あり、遠近一派の僧徒來て之に從ふ、長崎崇福寺内曇華院の禪海、
同崇福寺内廣德院の恒善の如きは特に傑出したるものなり。普明示寂の後、禪海院事を監す。

因て禪海の教を受く。

享和二年壬戌十二歳。三籠集を讀み、古人居山の風趣を知り、晩年に至るまで此書を愛讀す。

享和三年癸亥十三歳。秋、禪海に伴はれ長崎に遊び、聖壽山崇福寺内江月樓に寓す。元大雄庵書
記恒善は長崎人なり。法諱普長、鶴州と號す。吉村迂齋の次男なり。迂齋の名は正隆、詩名高
し。恒善は普明示寂後、歸國して廣德院に寓す。初山の祖門楚州送別の偈に曰く、「楚州公者
大雄之徒也、曾有_二釋門神童稱_一、今秋隨_二養源禪海和尚_一、遊_二學崎陽_一、一偈壯_二其行_一。齡少大
雄徒、我門千里駒、崎陽參學去、慎勿失懷珠」是れより先養源院は崇福寺内の一庵なれ
ど、頽破甚しきに因り曇華院内に移さる。

文化元年甲子十四歳。詩書を恒善に、儒典を迂齋に、華音を清國人周文に學ぶ。

文化二年乙丑十五歳。六月廿八日吉村迂齋歿す。享年五十七歳。迂齋詩集を手寫して之を藏す。

迂齋先生を哭すの一首あり。「千年文教起淝西、共仰才名泰斗齊、何謂荆山埋白璧、詞林瞑色更淒淒」

文化三年丙寅十六歳。十月十二日繼母はつ歿す。○恒善廣德院八代の庵主となる。

文化四年丁卯十七歳。七月廿七日法弟齊州濱松大雄庵に於て歿す。時に年十八。恒善詩偈を作りて之を悼む。

文化五年戊辰十八歳。春長崎を發し長門萩東光寺大愚和尚に參す。師友送別の詩あり。是時聖福寺内普門院に在りたる白巖（後改璞嚴）の詩に曰く。「楚子天生詩賦雄、縉門曾喜得神童、即今還愛拋文筆、要究單傳言外宗」

文化六年己巳十九歳。秋、長門より再び長崎に歸る。後年弟子禪統の記す所に據れば、東光寺參禪を四ヶ年とす。○四月廿日付郡山長兄の書狀を受く。書中父老ゐて對顔を望むこと切なることを報ず。

文化八年辛未廿一歳。密宗豪潮律師の講義を聽く。

文化九年壬申廿二歳。八月長崎を發し濱松に向ふ。送別記念帖あり。畫を以てするものは石崎融思、渡邊鶴洲、中川博言、詩文を以てするものは、恒善、恒善の兄豪里、長川醉月、華嚴の佛后、普門院の白巖、清館譯事西村錦里、清人劉培源、張秋琴、沈秋來、王雲巢、其他十數名なり。

八月廿八日長崎出立、九月十六日大坂に到着、淀川を渡り郡山に入り、父を省す。父は楚州の歸國を祝する國文一篇と、遺言書と題して訓戒を列記したるもの一篇とを贈る。十月十六日濱松大雄庵に歸る。歸山掃先師塔の一首あり。「法身不復起那伽、大地蒼生又若何、掃罷淚兼風葉墮、空林寂歷夕陽多」

文化十年癸酉廿三歳。楚州遊學中、大雄庵監院祖開不壇の行跡ありて遁去す。因て不動寺八代圓成如光長く監寺たり。是に於て歸山後再興に努力せざるを得ず。十二月三日父素白郡山に歿す。享年六十。大和生駒郡伏見村三松寺に葬る。墓石を長兄有基と如實と連名を以て建つ。○是歲禪海曇華院七代となる。

文化十一年甲戌廿四歳。春舊友廣壽山福聚寺天瑞江戸より豊前に歸るの途中、大雄庵に宿し舊を

語る。五月五日大雄開基石窟鑿禪師傳を撰す。是れ石窟の法弟紫玉撰大雄石窟和尚塔銘を基本として作るものなり。

文化十四年丁丑廿七歳。秋再び長崎に遊ぶ。「再入_ニ長崎_ニ感_レ舊。遙指_ニ溟濛_ニ天一隅、扁舟鬢_ニ鬚。_ニ蓬壺_ニ入_ニ、重來瓊樹秋堪_レ折、次問舊題人有無」○長門萩東光寺大愚八十歳の老境に入るを以て退山す。

文政二年己卯廿九歳。晚秋長崎より還る。

文政三年庚辰卅歳。九月懺法勝會の復興を計畫す。楚州撰懺法勝會引一篇あり。

文政五年壬午卅二歳。是歲江陵集を手寫す。楚州初め樵屋と號す。又梅花を愛し梅花道人と號す。道人畫像自贊にいふ、「青_レ松之下紫_レ芝_レ傍、何處僧來餉_ニ鶴_ニ糧_ニ、莫_ニ是_レ梅花道人_ニ面_ニ、恐令_ニ四海洩_ニ清香」又院前木蘭あり、其花の大なるを賞し、木蘭院主と號す。其畫像自贊にいふ、「木_レ蘭花_ニ下道人家、自是道_レ人眞_レ愛_レ花、却_レ外_ニ春_ニ風吹不_レ斷、回_レ頭塵_ニ世日將_レ斜」○七月廿七日金貌黃檗本山第二十七代繼席の令旨を受く。

文政七年甲申卅四歳。本山機緣錄に曰く、八月廿九日進門宿_ニ獅子林_ニと。本山に登り、顯法籍に

隸す。十二月廿一日歸山す。恩師禪海、聞中和尚等顯法を賀す。聞中の賀詞次の如し。「咏_ニ璧寄賀遠江大雄楚州道兄和尚登顯法。無瑕荊璞價連城、抱得何勞三獻呈、七十五灘光照_ニ海、渺茫非_ニ獨度_ニ群玉_ニ」○十月十八日大愚示寂。享年八十七。

文政八年乙酉卅五歳。春、大洞院、可睡齋に遊ぶ。五月門弟子を伴ひ、堀江の館山寺に遊び、唱和の詩一篇を成し、題して館山吟草といふ、挿畫は煙炯の筆なり。

文政九年丙戌卅六歳。春、八十八翁聞中江戸に赴く途中大雄庵に宿す。歸途亦宿すること數日、重陽の節に逢ふ。往復共に唱和數首あり。送つて舞坂に至る。「舞坂離亭奉_レ別_ニ聞中和尚。握手龍鍾淚濕_ニ衿、秋風江上送_ニ歸帆」、一朝離思悲_ニ萍散_ニ、千里尺書待_ニ雁衝_ニ」○七月六日山梨稻川江戸に於て病歿し、同廿七日遺骨を駿府崇福寺に葬る。是れより先稻川書を楚州に寄す、書中曰く「鄰上人持_ニ尊者詩兩三篇來相示、閱_レ之氣格森嚴、聲律朗暢、近時所_ニ稀覯_ニ者云々」悼稻川の詩あり「黃鳥間關送_ニ好音」、金衣翩爾去難尋、神交千里昨非_レ遠、溘往九泉今豈深」○十一月廿二日黃檗山金貌示寂。

文政十年丁亥卅七歳。五月秋葉山光明山に登る。六月十八日梅岳大年寺より出で、黃檗第二十

八代繼席の令旨を受く。○是歲東吳近江永明寺より仙臺大年寺の請に應じ、途中大雄庵に宿す。文政十一年戊子廿八歳。正月恒善仙臺に赴く途中大雄庵に宿す。是歲恒善廣德院より伊豫松山の千秋寺に轉任となる。千秋寺は黃檗第二十六代妙庵の出し所なり。○十二月大雄庵内に天神祠を再建す。

文政十二年己丑卅九歳。八月先考遺墨の裝潢成り、其尾に題する文あり。九月十五日黃檗山梅岳示寂、同月十六日聞中九十一歳、京都に於て示寂す。○秋、恒善仙臺より松山に赴く途中大雄庵に宿す。是時恒善示す所の南山に留別するの詩に次韻す。こゝに其序を引く。今茲己丑秋。法兄應豫州松山千秋請。路過東海。見訪余於濱松之禪虛。相得慰契闊之懷也。其嘗住仙臺。與南山以詩唱和。何啻伯仲興損焉。法兄少師殆二十歲。所謂忘年莫逆者也。因留別南山師。以七律一篇。師亦次其韻爲送云。余且讀且嘆曰。南山師天機活動。法兄真趣冥搜。皆流出自胸襟。中根於道義。粹然歸乎正矣。非世之文人才士所能勝。余又次韻贈之。不覺咄所蘊。而余亦少ニ法兄殆二十歲。實與二老才臘相遠矣。然苟有所契心。何以無所忘於年哉。卽詩不敢待他評焉。次韻の

詩は之を略す。恒善は昨春此地を過ぎ、今秋再び相會す、其喜びや知る可し。然れども遠く四國に去る別離の感深し。送りて濱松の西郊、篠原村に至る。「篠原離亭以鶴洲和尚見示韻重送。送別袈裟下翠巒、驛亭握手重相看、禪心澹々浮雲動、離思悠悠落照殘、金錫有緣遙擇地、蘭橈何日又過灘、叢林正遇澆漓處、此道微師扶起難。」筆者の祖父乾限數年前より詩を楚州に學ぶ。乾限の手記中恒善の人物を記するものあり、曰く、「其人を見る清高にして文字有るの僧なり、尤も書に巧みなり」と。

天保元年庚寅四十歳。正月曇華院禪海、崇福寺の監寺となる。○十一月十八日長崎聖福寺九代璞巖、黃檗山第二十九代繼席の令旨を受く、

天保二年辛卯四十一歳。六月廿三日璞巖進山す。楚州の賀詞あり。「法王南面展機權、再世雄豪某罵天、千里望風龍衆至、九霄覽德鳳鸞嗣、曇華現瑞難常見、荊璞韜光好始傳、同道話頭重唱起、當陽驚殺野狐禪」

天保三年壬辰四十二歳。黃檗璞巖詩を寄す。楚州に期待する所多きが如し。其一を擧ぐ。「招大雄楚州禪師執事。目視雲霄非不高、垂入世勿爲勞、住山我欲下逢同志、激起滹沱河

上濤」と是時璞巖六十六歳なり。

天保四年癸巳四十三歳。十一月七日濱松下垂町元目甚七三男大雄庵に於て得度す。時に十五歳なり。

字は禪統。後に大雄庵十二代、初山廿二代となる。楚州門弟中尤も傑出したるものなり。

天保五年甲午四十四歳。三月廿三日門弟と共に柳溪に遊び柳溪吟草一篇を作る、記事文一篇詩二

十餘首あり。柳溪とは遠州森町太田川畔をいふ。

天保七年丙申四十六歳。春、伊豫松山の奇人野間一方、江戸に赴く途中、同地千秋寺恒善の紹介を以て大雄庵に宿す。○五月十八日黃檗山璞巖示寂、享年七十。十一月廿七日長州覺苑寺獨旨黃檗山三十代繼席の令旨を受く。

天保八年丁酉四十七歳。六月館山寺に遊び、後遊館山吟草一篇成る。

天保九年戊戌四十八歳。十二月十三日兄福地孫八歿す。

天保十年己亥四十九歳。三月門弟禪統勇峰を伴ひ奥山に遊び、奥山草一篇成る。○十月十九日恒善松山千秋寺に於て示寂す。享年六十四。

天保十一年庚子五十歳。四月廿九日黃檗山獨旨示寂す。

天保十二年辛丑五十一歳。四月七日因州興禪寺の若存黃檗山第三十一代繼席の令旨を受く。九月初山寶林寺を訪ね末山を誘うて再び奥山方廣寺に遊び、後遊奥山草一篇成る。

天保十四年癸寅五十三歳。是歲黃檗山に開戒あり、人を缺くを以て書記職を勤め、任了り、辭して歸山す。○五月八日崇福寺第二十三代禪海示寂す。亨年未詳。後に父母と普明禪海との畫像を一幅中に描かしめ、時に之をかゝげて師父の恩を謝せり。

弘化元年甲辰五十四歳。九月黃檗山若存退席せんとし、其繼承者を公選するや、第一候補者に當選す。固辭すれども肯んぜられず、之を承諾せざるを得ざるに至る。

平生合記
人愛云、其平生者哉何惟是遵、テ此、
江戸に於て、御心、御心、御心、御心、御心、
天保十二年、在瀬戸江戸に於て、御心、御心、
天保十四年、在瀬戸江戸に於て、御心、御心、
弘化元年、在瀬戸江戸に於て、御心、御心、
月廿七日、在瀬戸江戸に於て、御心、御心、
江戸に越年するに至る。十一月廿八日谷中
天龍院に先妣の墓に謁す。「天龍院謁」先妣

墓ニ首井序。寶也幼遭母歿、既而父移家本藩、雖有兄續先緒、家貧祚薄、其缺饋僉舊矣、其墓亦爲荒蕪所沒也、寶也乙巳來于江戸、營孤墳、又安小牌、乃以仲冬廿八日、造寺爲供、報其罔極之萬一也已。毎思慈親泣涕橫、化城喜得討佳城、咒教間鳥誦千徳、供倩殘僧辨一要、到處嘗酬泉石志、今朝但管葬我情、重營松下墳三尺、天上玉樓成不成。」

男子出家感勝緣、敢言九族亦生天、豈無萬事逝如水、果有古墳鋤作田、反哺烏栖寒樹上、歸來鶴遡斷雲邊、一生一度一杯茗、災後都城供墓前。」

○五月二日江戸を發し、途中濱松を通過し、大雄庵の舊房に入る。○十二月十八日嫂歿す。

弘化四年丁未五十七歳。冬本山財政改革の請願許可せられ、府内及山城近江丹波に勸化巡行することとなる。其期間は翌年より三ヶ年間に限らる。

嘉永元年戊申五十八歳。是歲開戒の議あるも財政困難の故に中止す。又本山内に於て勢利猾法の事件あり、檢閲の上主謀者を罰す。

嘉永二年己酉五十九歳。五月病に罹り、冬に至り癒ゆ。

嘉永三年庚戌六十歳。夏病再發し、容態輕からず。諸藥功なく、弟子左右に侍す。楚州之に諭し

て曰く、佛の言に、看病は福田の第一なりと、吾も亦是の如く言はんと欲す、たとへ吾れ此世を辭すとも、常に寂滅光中に在りて手を垂る。汝等吾が訓に遵ひ、吾が言を行へば、是れ吾れ世間に常住するなりと。適々中秋に逢ひ、左右に侍する禪統に問うて曰く、天既に晴るや否やと、答へて曰く、晴ると。筆を需めて書すること次の如し。

不_レ月_レ休_レ身_レ不_レ休_レ身_レ

看_レ月_レ作_レ詩_レ知_レ幾_レ人_レ、詩_レ成_レ明_レ鏡_レ忽_レ生_レ塵_レ、而_レ今_レ看_レ病_レ眼_レ如_レ鏡_レ、不_レ見_レ世_レ間_レ一_レ點_レ真_レ。

この遺墨大雄庵に保存す。八月十七日は臨終の日なり。(本山

に於ては之を九月十七日と爲す、これ恐らく事情ありて喪の公示を延期したものならむ)此日禪統に謂うて曰く、汝今日吾が側を離ることを得ずと。禪統病勢逼るを見て遺偈を請ふ。楚州之を郤く。之を請うて已ます、遂に偈を書す。「始乘木馬來、又駕泥牛去、虛空粉碎時、失却去來路」筆を置きて暫くにして示寂す。顏容生けるが如く、唇色變ずることなし。實に八月十七日午の下の刻なり。(終)

389
284

昭和十四年四月十五日 印刷
昭和十四年四月二十日 発行

著者 濱松市野口町一六八九番地 田旭

發行者 老松園 内田 電話(濱松)一〇五番
印刷者 静岡市土太夫町一〇番地 払原忠一郎
印刷所 静岡市土太夫町一〇番地 田中屋印刷所
電話(静岡)六三七番

終

